

平成 31 年度第 1 回豊明市地域公共交通会議 議事録
(豊明市地域公共交通活性化協議会合同会議)

日 時 平成 31 年 4 月 23 日 (火) 午後 2 時 30 分から午後 4 時 15 分まで
 場 所 豊明市文化会館 ギャラリー1・2
 出 席 者 23 名 (うち代理出席 6 名)
 欠 席 者 2 名
 事 務 局 豊明市役所 行政経営部 企画政策課
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 有 (6 名)

議 題 (1) 地域公共交通活性化協議会設置要綱等の一部改正について
 (2) 平成 31 年度地域公共交通活性化協議会予算及び事業計画について
 (3) 平成 31 年度地域公共交通活性化協議会の監事の選任について
 (4) 「チョイソコとよあけ」第 2 期運行計画 (案) について

そ の 他 なし

議 事 内 容

| 発 言 者 | 内 容 (要 旨) |
|--|---|
| | 開会 |
| 会長挨拶 | |
| 松 本 会 長 | <p>委員の皆様のご尽力により、4 月 1 日から「ひまわりバス」の路線再編、4 月 2 日から「チョイソコとよあけ」の運行エリア拡大と有償による実証実験が開始となった。</p> <p>本日、この会場までひまわりバスを利用したが、12 名の乗車があり、多くの方に利用され大変喜ばしい事である。利用は高齢者の方が多かったが、男性の高齢者の方も 3～4 人乗車されており、まさに地域の方々に使われているという実感があった。ひまわりバス全体の利用状況はまだ見えていないが、順調な出足なのではないか。これも委員の皆様方のおかげである。</p> <p>更に「チョイソコとよあけ」は、3 か月ごとのローリングにより運行ルールを変えながら、様々な実証実験をやっていくということである。関係者の皆様のご意見を聞きながら、地域住民の生活を豊かにするような公共交通を作り上げていきたい。</p> <p>引き続き、委員の皆様のご協力をお願いしたい。</p> |
| 議題 (1) 地域公共交通活性化協議会設置要綱等の一部改正について | |
| 委 員 (愛知運輸支局) | <p>地域公共交通活性化協議会設置要綱については、平成 30 年 3 月に国土交通省が通達を出しており、その際に設置要綱のモデルも合わせて出されている。今後、要綱改正等される場合は、こちらをご参考いただきたい。</p> |

| | |
|---|---|
| 委 員 (タクシー協会) | 設置要綱に新しく守秘義務を追加しているが、この解釈についてご享受願いたい。「職務上知り得た秘密」の定義は何か。地域公共交通会議は原則公開となっているが、その会議上で知り得たことを指すのか、または、分科会や検討会など地域公共交通会議とは別の部分で知り得たことを指すのか。 |
| 事 務 局 | 地域公共交通会議をはじめ、附属機関には個人情報に関する守秘義務が課せられている。また、仮に地域公共交通会議を非公開で開催することとなった場合、会議内容について、外部に漏らしてはならないような場合が生じる恐れがあるため、条文を設けるとともに、外部に漏らさないような措置をしたということである。 |
| 松 本 会 長 | 今後開催される予定のチョイソコ部会もこれに当てはまる。いずれにしても、非公開情報については、守秘義務が生じるということをご理解いただきたい。 |
| | 【 承 認 】 |
| 議題（２） 平成 31 年度地域公共交通活性化協議会予算及び事業計画について | |
| 委 員 (タクシー協会) | 事業計画内、1の（５）について、具体的な路線戦略の検討と、広域の移動ニーズに対応した利用促進策を検討・実施は、各自治体で同様の取り組みを実施するという事か。 |
| 事 務 局 | 「尾三地区広域公共交通推進協議会」を設置し、南は豊明市、北は長久手市までの南北の公共交通軸実現に向けた検討を進めている。平成 29 年度は尾三地域の移動ニーズを把握するためのアンケート調査を実施。平成 30 年度は調査結果をもとに名鉄バス㈱と、南北軸の実現可能性について意見交換を行った。実際のところ、豊明市から長久手市を 1 本で結ぶことは、路線が長大になり現実的ではないということから、今年度は、少なくとも隣接する市町を路線でつなぐことができるかどうか、路線戦略も踏まえた具体的な検討を進めていく。 |
| | 【 承 認 】 |
| 議題（３） 平成 31 年度地域公共交通活性化協議会の監事の選任について | |
| | (意見なし) |
| | 【 承 認 】 |
| 議題（４） 「チョイソコとよあけ」第 2 期運行計画（案）について | |
| 委 員 (タクシー協会) | 第 2 期運行計画内 P.3 において、住宅地停留所が設定可能な交通不便地域として 5 つの行政区が位置付けられているのは分かる。しかし、運行計画における交通不便地域の設定の部分について、具体的に何を言っているのかが分からない。また、「地域としてチョイソコとよあけの導入が選択された場合については、地域公共交通会議の承認を経て、交通不便地域に位置付ける」ことは分かるが、地域主体組織の権限が強いように思う。地域路線の導入を検討する段階において、バス事業者やタクシー事業者は参加するのか。或いは、バス事業者及びタクシー事業者の了解は、地域公共交通会議の中で合意形成を図るのか。 |

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>ひまわりバスでカバーできない地域における地域路線の検討については、地域公共交通網形成計画及びひまわりバス路線再編計画に記載しており、委員の皆様にはご承認いただいている。今回、アイシン精機、スギ薬局からご提案いただいたチョイソコとよあけを地域路線の形のひとつとなり得るかどうかについて実証実験を行っているが、この地域路線は、仮にチョイソコとよあけの提案がなかったとしても、地域が主体となって行政、事業者が協働で、地域のニーズにあった路線を検討・導入することとしている。</p> <p>今回、沓掛地区ではひまわりバスの路線再編に先立ち、今後の沓掛地区の公共交通を考えていくため、地域路線検討委員会が立ち上がった。委員会が主体となり、ひまわりバスがいいのか、違った形の交通がいいのかについて意見交換を進めていく中で、チョイソコとよあけという新たな交通形態のご提案をいただき、沓掛地区として、実証実験ではあるが導入を決めた。まだ、沓掛地区以外にも、ひまわりバスが撤退した地区や地理的要因によってバス利用が不便な地域があることから、この沓掛地区と同様に、まずはチョイソコとよあけ導入を前提としてではなく、地域の形にあった交通を検討し、導入に向けて進めていくという流れとしたい。そこで、チョイソコとよあけが選択された場合については、運行計画内において交通不便地域として設定していきたいということである。</p> |
| <p>松本会長</p> | <p>整理すると、住宅地停留所は交通不便地域にしか置けないということが前提である。また、交通不便地域の範囲は、行政区（町内会）単位で設定している。一方で、地域公共交通網形成計画上の交通不便地域と、「チョイソコとよあけ」実証実験運行計画上の交通不便地域の2つがあり、そこがしっかりと区分されていないため混乱しているのではないか。事務局としては、地域公共交通網形成計画で位置付けた交通不便地域、いわゆる地域路線を導入する地域を対象とするという意図で記載をしている。その中で、仮に地域路線としてチョイソコとよあけが選択された場合には、「チョイソコとよあけ」実証実験運行計画の交通不便地域に位置付けるということである。確かにこの文章から読み取るのは難しい。</p> |
| <p>委員 (タクシー協会)</p> | <p>意味は理解できる。チョイソコが選択されるまでに交通事業者との調整ができているのかお尋ねしたまでである。チョイソコとよあけの導入について、交通事業者が承知しているか否か、そこをはっきりしてほしい。</p> |
| <p>松本会長</p> | <p>地域としてチョイソコとよあけの導入が選択された場合については、「地域公共交通会議の承認を経て」交通不便地域に位置付けるとあるため、導入前には、会議において交通事業者の方々にも当然承認をいただくということになる。もちろん、実際のプロセスとしては、地域から提案があった段階で、交通事業者との意見調整が行われるものだと思う。</p> <p>とはいえ、文章として分かりにくい。今の意味が明確になるように修正させていただきたい。なお、修正内容に関しては事務局と私に一任させていただきたい。</p> |
| <p>委員 (交通対策課)</p> | <p>資料3のP.1は住宅地停留所の内容になるかと思うが、記載が事業者停留所となっているため、修正いただきたい。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 委 員 (豊明交通) | 事業者停留所について、4月2日時点で2月1日時点より9件増との説明があった。一方で、廃止する停留所もある。事業者停留所を設置するまでの一連の流れについて、差支えない範囲でお話しいただきたい。 |
| 松 本 会 長 | 今後、公共交通として位置づけていくうえで、本来であれば少なくとも実証実験期間である3か月間は停留所としてあり続けてほしい。停留所廃止の事情はともあれ、公共交通としての安定感や信頼性の面で、我々として懸念があるため、ご報告いただきたい。 |
| 委 員 (アイシン精機) | これまで無償による実証実験を行ってきた半年間は、システムの確認や遅延や道路状況、天候による影響など、有償による実証実験に向けたデータ収集を目的としたものであった。そのため、無償実験中の協賛企業の募集については「どれだけの効果があるか現時点ではわかりませんが」という前提でご提案させていただいていた。中には、利用者を集めるような工夫をされている企業もあったが、残念ながら利用者が少なく、途中で停留所の設置を見送る企業もあった。今は、有償運行へと移行し、これまでの実証実験を踏まえた運用も固まってきているため、募集についても実績に基づいたお話しができ、継続的に賛同いただける企業が増えてきている。 |
| 委 員 (タクシー協会) | 様々な理由により停留所が廃止になることは分かるが、有償期間に停留所が廃止されることは運賃を払う利用者から見れば大変なことである。 |
| 松 本 会 長 | 牧医院やみさき薬局は停留所の設置が4月26日までとなっているが、この理由は。 |
| 委 員 (スギ薬局) | 牧医院は、閉院に伴う停留所の廃止となる。みさき薬局は、契約時期のタイミングのずれによるものである。 |
| 松 本 会 長 | 閉院のような特別な場合を除き、無償期間中にご賛同いただいた協賛企業は、基本的には有償化後もそのまま存続していただけるということである。 |
| 委 員 (名鉄バス) | 事業者停留所は、2月から4月にかけて増加しており、現在も調整中の停留所も当然あるかと思うが、停留所の増加があった場合、名鉄バスの案内区間に該当するかどうかの情報提供について、どのようなタイミングで周知をしていただけるのか。 |
| 委 員 (アイシン精機) | 情報共有ができる会を設置し、情報共有していきたい。 |
| 委 員 (タクシー協会) | 牧医院やみさき薬局の停留所廃止は、有償実験期間中である。その中で、停留所が頻繁に変更となるのは、公共交通の信頼性という意味では、会長からも指摘があったがやはり懸念がある。公共交通としてのチョイソコ事業を考えているのであれば、事業の責任者は一体誰なのか。アイシン精機なのか。市としてしっかりと責任をもって関わっていかないと議論にならない。 |
| 事 務 局 | チョイソコとよあけを含めた地域公共交通事業は、豊明市全体の課題である。現在のチョイソコとよあけは、実証実験ということで様々な形を試している状況である。しかし、事業者間でチョイソコとよあけに対する考え方の相違がはっきりあると感じている。これから高齢者が増加し、公共交通が市民にとって非常に大きな課題となっていく中で、今まで通りのやり方だけで果たしていいのかという問題がある。それらをすべて含めて、チョイソコとよあけの本格運行の前には、豊明市としての考えを提示して、それについて委員の皆さまにご議論いただいたうえで最終決定していくという過程は当然必要だと考えている。ただし、現在は実証実験のため、様々な形を試している段階で |

| | |
|----------------|---|
| | ある。最終的な市としての本格運行の形はまだ提示できないが、そこは十分、タクシー事業者やバス事業者の方にご理解いただきたい。 |
| 委員 (タクシー協会) | おっしゃることはよく分かる。愛知運輸支局にお聞きしたいが、道路運送法第21条に基づいた許可申請で、実証実験だから停留所の廃止や位置変更は勝手にやってもいいという考え方でいいのか。行政手続き上問題ないのか。 |
| 委員 (愛知運輸支局) | まず、運行計画自体はしっかり定めていただく必要がある。また、利用者にとって停留所が頻繁に変わってしまうことは不都合な面もあるかと思う。停留所の新增設及び廃止についてしっかりとしたルールが必要である。 停留所の変更もそうだが、第2期の運行計画では移動ルールも変更がある。運行ルールや移動ルールなど、利用者にとどのような形でご案内していて、分かりやすくなっているのか。 |
| 事務局 | 会員の方には、チョイソコ通信というものを定期的に配布しており、その中で、運用の変更、停留所の新增設及び廃止等の周知をしている。 |
| 委員 (アイシン精機) | 会員制としているため、会員登録時に運行ルール及び規約等を記載したものをお一人ずつ配布しているので、しっかり周知できているものと理解している。 |
| 松本会長 | 道路運送法第4条に基づく区域運行の場合は、停留所の変更については必ずしも地域公共交通会議の合意はいらぬという解釈でいる。今回の場合、道路運送法第21条に基づく実証運行については、停留所の新增設及び廃止は、その都度会議に諮る必要があるか。 |
| 委員 (愛知運輸支局) | 持ち帰って確認する。 |
| 松本会長 | それ以前に、やはり停留所が頻繁に変わってしまうことが一番大きな問題だと思っている。事業者停留所の申込みにおいて、停留所設置に関する約束事というのはされているのか。 |
| 委員 (スギ薬局) | 事業主体としてアイシン精機及びスギ薬局が進めているが、チョイソコとよあけ全体の舵取りは豊明市であり、毎月定例会を開催し、しっかりと情報共有させていただいている。また、停留所が頻繁に変わってしまうということについては、我々も、利用者にとって、停留所が変わることは不利益にしかならないというのは理解している。そのため、協賛企業との契約上、停留所の設置は最低3か月、原則1年という内容としており、停留所が短期間でなくならないようにしている。ただ、閉院に伴う廃止となった牧医院は別に、みさき薬局が途中で撤退するという部分に関しては、無償期間中での契約締結のタイミング上、致し方なく発生してしまったとご理解いただきたい。 大前提として、第2期運行計画に沿った停留所で運行していく。ただし、停留所の追加や変更が発生する場合はあれば、委員の皆さまにはきちんと報告し、利用者の方にはチョイソコ通信等を使って、周知を凶ったうえで追加や廃止をしていく。 |

| | |
|----------------|--|
| 松本会長 | <p>原則は1年、最低3か月という設置ルールを設けているということである。新增設のタイミングについて整理する必要がある。停留所の新設がある度に、その都度報告しては大変なので、しっかりとしたルールづくりが必要である。一方、廃止に関しても、閉店と同時に今日や明日で停留所がなくなるのではなく、一定期間は停留所を存続していただけるようなルールを定めていただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>事務局側でルールを定め、アイシン精機、スギ薬局と調整をしながら固めていく。</p> |
| 松本会長 | <p>アイシン精機やスギ薬局だけではなく、交通事業者の意見を聞きながらルールを作り、法的に問題がないか運輸局に確認したうえで、また委員の皆様にご理解いただくということにするので、ご理解いただきたい。</p> <p>先ほど、名鉄バスとの情報提供についての回答内で説明のあった「会」とは何か。</p> |
| 委員 (スギ薬局) | <p>アイシン精機、スギ薬局、名鉄バスで、有償運行を開始する際に、どの路線を案内路線とするかなど確認させていただくために、任意で実施した打ち合わせのことである。今後は、情報共有を含め、毎月1回程度の定例会として開催していきたい。</p> |
| 委員 (愛知運輸支局) | <p>チョイソコとよあけは、実証実験期間中に得られたデータを活用し、既存の名鉄バス、ひまわりバス或いはタクシー事業者に与える影響についても検証がなされるという認識を持っているが、具体的な検証のスケジュールは。</p> |
| 事務局 | <p>第1期の運行計画のデータをもとにチョイソコ部会で検証するのが、7月となる。4～6月までのチョイソコとよあけのデータに加え、名鉄バスやタクシー事業者からいただけるデータがあればご提供いただき、第1回目の部会までには比較検証できるような体制をとっていきたい。第2期以降についても、同様のローリングにより進めていきたい。</p> |
| 松本会長 | <p>本来は検証結果を踏まえて次期運行計画を練りたいが、道路運送法第21条は、開始月の2か月前に申請をしなければならない。このため、3か月前の結果を検証後、3か月後にしか次のステージに移ることができない。第2期運行計画では、名鉄バス区間に関する移動ルールを変更するが、第1期運行計画の評価を待たずして、次のステージに移っていく。今後も同様のローリングとなることをご理解いただきたい。そのため、第1期の結果をもって具体的な見直しができるのは、10月以降の第3期運行計画となる。</p> <p>運行計画P.6の(3)移動ルールについて、「名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については、チョイソコとよあけ受付時に名鉄バスの利用を案内する名鉄バス案内区間とする」とあるが、非常に分かりにくい。簡単に言うと、名鉄バス路線と重複するチョイソコの移動は受け付けないということである。この文面では解釈が難しい。明確に「名鉄バスの利用を案内し、チョイソコとよあけは受け付けない」としたい。第1期は名鉄バス案内区間の移動制限をかけず、名鉄バス、タクシー事業者への影響を判断する。第2期では名鉄バスとの重複、競合路線に絞り、同区間は名鉄バスを利用してもらおう。その後、第3期については、また違った形での実証実験を行っていく。中身に関してはチョイソコ部会で検討させていただくということである。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 委 員 (女性の会) | <p>チョイソコとよあけの会員登録はしたが、沓掛地区ではあまり見かけないので、どの程度利用されているのか。また、ひかり台地区では、今までひまわりバスを利用されていなかった方が、町内に停留所ができたことで、チョイソコとよあけを利用するようになったと聞いている。利便性のあるチョイソコとよあけが、今後は浸透していくという雰囲気は感じている。</p> |
| 委 員 (住民代表) | <p>沓掛地区で地域公共交通検討委員会を立ち上げて活動をしてきた中で、今回チョイソコの実証実験が開始されたということで大変嬉しく思う。</p> <p>チョイソコ部会は、分科会としてどういう形で運営されていくのか。</p> |
| 事 務 局 | <p>運行計画P. 13に記載のメンバーにより実験結果を検証する部会として運営していく。</p> |
| 委 員 (老人クラブ) | <p>次の老人クラブ会長会で、各地区の会長にチョイソコとよあけについて意見を伺い、次の地域公共交通会議でぜひご報告したい。</p> |
| 松 本 会 長 | <p>バス停の新増設及び廃止に関するルールをしっかりと定めていただきながら、また、法的な整合性を確認いただく。それから、交通不便地域の設定の部分については、文言が分かりにくいいため、事務局と私に一任いただき、中身は変えずに分かりやすい文章に変えさせていただく。また、名鉄バス路線と重複する移動についてはチョイソコとよあけは受け付けないという文章に変えるということを前提といたしまして、この道路運送法第21条申請にかかる運行計画は承認事項ではないが、委員の皆様にご審議いただき、ご意見なしとさせていただく。</p> |
| | <p>【 了 承 】</p> |
| 松 本 会 長 | <p>因みに、チョイソコとよあけの利用状況は。</p> |
| 委 員 (アイシン精機) | <p>有償による実証実験開始後2週間ほどの利用状況については、1日あたり平均28名ほどご利用いただいている。少ない日で22～23名、多い日で40名の利用がある。特に、沓掛地区の需要が多く、1日平均の約6割弱が沓掛地区、4割が仙人塚・間米地区である。名鉄バス路線へのご案内については、名鉄バスにご協力いただき、オペレーションセンター内で名鉄バスの時刻がすぐに確認できるようになっており、時刻までご案内できるような体制をとっている。</p> |
| 委 員 (名鉄バス) | <p>名鉄バスの利用を案内いただく際に、オペレーターがすぐに判断できるように、また、利用されるお客様にストレスなくご案内できるようにということで時刻表の割出表のようなものを準備させていただき、さらに、名鉄バスの停留所の位置関係を地図上に落とし、できるだけ的確なご案内ができるように資料としてお渡ししている。</p> |
| 松 本 会 長 | <p>それぞれが連携し、相乗効果がでることが何よりである。第2期の運行は変わってくるが、その結果、お互いの利用が増える方法を検討していきたい。</p> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・チョイソコ通信の紹介 ・藤田医科大学病院周辺道路の渋滞解消報告 ・再編後のひまわりバス状況報告 |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>委 員 (交運労協)</p> | <p>藤田医科大学病院周辺道路の渋滞は、遅れはまだ若干あるが、ほとんど解消された。ひまわりバスに関しては、私も運転士をしており新路線もすべて乗務した。以前の会議でもお話しさせていただいたが、お客様、特に高齢者の方が乗降されるのに10秒近くかかる。利用者が焦らず乗って、着席して、運転士が確認をしてドアを閉めて出発しても十分間に合うようなダイヤに変更されている。また、各拠点においても、待ち時間を設けているため、仮に遅延が生じて遅れを取り戻すことができ、より安全に運行することができている。前回の再編時もそうだったが、乗客から「路線が変わったから難しい」「どうやって使ったらいいか」と運転士に尋ねられることがあるが、ダイヤに余裕があるため、ある程度説明することができている。また、再編当初は乗車数が減るかと思うが、少しずつ回復していくのではないかと。運転士としてはとてもありがたく思っている。委員の皆様のご尽力により、本当に助かっている。</p> |
| <p>委 員 (タクシー協会)</p> | <p>以前にご紹介いただいた勅使台区の活動は、現在どのような状況か。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>事前に実施したアンケートでの移動ニーズが多かった朝の徳重方面への乗合輸送について、道路運送法第21条に基づく実証実験を実施した。結果としては、アンケート上でのニーズに比べて利用が少なかった。現在は、この結果の検証と次のステップについて勅使台区内で協議いただいているところである。方向性が決まり次第、また地域公共交通会議にてご報告させていただく。</p> |
| <p>委 員 (愛知警察)</p> | <p>「チョイソコ」停留所の形状はどのようなものか。また、事業者停留所の保守管理はどうしていくのか。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>停留所については、A3規格に印刷された停留所名が書かれた用紙をラミネート加工したものを、建物の壁等に貼り付けて掲示している。停留所の保守管理については、市、アイシン精機、スギ薬局と共同で対応していく。</p> |
| <p>委 員 (住民代表)</p> | <p>チョイソコの会員にはチョイソコ通信等でお知らせが行くが、これから利用を広めようとするときに、各町内会とかにチョイソコ通信に近いような媒体を配布して周知できないか。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>民生委員や、区長、町内会長からチョイソコについての説明の要望をいただいている。地域の会合や教室等の時間の一部を頂戴して説明会を開催したり、回覧板を活用して周知するなどの対応を定期的実施していく。</p> |
| <p>委 員 (障福連)</p> | <p>メディア等でも紹介されるようなドア・ツー・ドアの公共交通の導入は、障がい者にとってはありがたく望みたいところではあるが、一方で、タクシー事業者の仕事を奪ってしまうことになるので、あまり強くは言えないでいる。</p> |
| <p>松 本 会 長</p> | <p>障がい者にとっては、チョイソコとよあけも然り、停留所までの移動も大変である。市として、障がい者を対象とした移動手段も当然検討されていると思う。タクシーも障がい者用のリフトタクシーをお持ちのところもあり、活用いただければと思っている。それぞれの移動形態、ニーズは違うため、それぞれの形にあった交通手段の提供というものを委員の皆様と考えていければと思っている。</p> |
| <p>【 了 】</p> | |